

# 建設発生土の搬出先の明確化等について

## 資源有効利用促進法省令改正（令和5年5月26日施行）

### 改正のきっかけ

R3.7.3に静岡県熱海市で発生した土石流災害を受けて、危険な盛土造成等を規制するため「**盛土規制法**」を創設  
→建設発生土は不法・危険盛土等が行われる要因の一つ



→建設発生土の搬出先の明確化等を図り、適正利用を徹底、不法・危険盛土等の抑制につなげるため、関連法の「**資源有効利用促進法**」の計画制度を強化→省令改正

★資源有効利用促進法は…使用済物品や副産物（建設発生土も対象）の発生抑制及び再生資源等の利用促進に関して所要の措置を講じるもの

## 資源有効利用促進法 省令改正の概要

**第1弾** 再生資源省令及び指定副産物省令の一部改正（R4.9/2公布、R5.1/1施行）

**再生資源利用（促進）計画書[COBRIS]の作成・保存について**

- 対象工事土量の拡大（土砂1,000m<sup>3</sup>→**500m<sup>3</sup>**）※1
- 発注者への報告と**現場掲示を義務化**
- 計画書及び実施書の保存期間を延長（1年→**5年**に）

※1 茨城県リサイクルガイドラインでは500m<sup>3</sup>未満でも登録を（努力）義務としている

### 第2弾

A. 指定副産物省令の一部改正（R5.3/3公布、**R5.5/26施行**、③はR6.6/1施行）

建設発生土の搬出にあたり…

①適正な搬出先であることの確認【**確認結果票の作成・現場掲示**】

土壤汚染対策法や盛土規制法（※2）等の手続きの確認が義務化

②**受領書**による確認（搬出受入先への交付請求＝元請業者等）

③最終搬出先までの**追跡確認義務**（元請業者等）

B. 再生資源省令の一部改正（R5.3/3公布、**R5.5/26施行**）

建設発生土の搬入（利用）にあたり…

○**受領書**による確認（搬出元への交付＝発生土受領者）

C. **ストックヤード運営事業者登録規程の創設**

（R5.3/3公布、**R5.5/26施行**、追跡確認はR6.6/1施行）

※2 R6.6月現在、茨城県内の盛土規制法に係る規制区域は無い（R7年4月指定見込み）

## 資源有効利用促進法省令改正に伴いやること

（県検査指導課）R5.5.18付け事務連絡に様式添付

### 発注者 = 監督員

#### ■工事前

①発生土搬出先（受入地）の情報収集（関係法令等の確認）

→受入地を指定（特記仕様書に記載）

②元請業者に対し「**確認結果票**」作成のために**必要な情報を提供する**

…土砂の搬出（搬出元工事）に係わる関係法令（土壤汚染対策法等）の手続き状況  
搬出先（受入地）の関係法令（盛土規制法、土砂条例等）の手続き状況

#### ■工事中

**確認結果票と再生資源利用（促進）計画書[COBRIS]の現場掲示確認!**

### 受注者【元請】 = 工事責任者（主任技術者等）

#### ■工事前

発注者から提供された情報をもとに、**確認結果票※と再生資源利用（促進）計画書[COBRIS]**を作成し、**現場へ掲示する**

※発生土の搬出がある場合

#### ■工事中

①自分の現場から発生土を搬出する場合

- ・**確認結果票を運搬者へ通知する**
- ・運搬者が搬出先（受入地）へ発生土を搬入したことを確認する
- ・発生土の搬出受入先へ**受領書の交付を求める**

②自分の現場へ発生土を搬入する場合

- ・運搬者の**確認結果票を確認する**
- ・**受領書を作成し、搬入元へ交付する**

利用種別を明記!  
（盛土利用or一時堆積）

#### ■竣工後

[COBRIS]再生資源利用（促進）計画書・実施書  
確認結果票、受領書（写し）

**5年間保存**

※確認結果票・受領書の様式は  
茨城県の検査指導課ホームページ  
からダウンロードできます



「建設工事の手続きについて」をクリック

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/recycle/08recycle/index.html>

【参考】  
詳細情報・FAQは  
国土交通省リンク



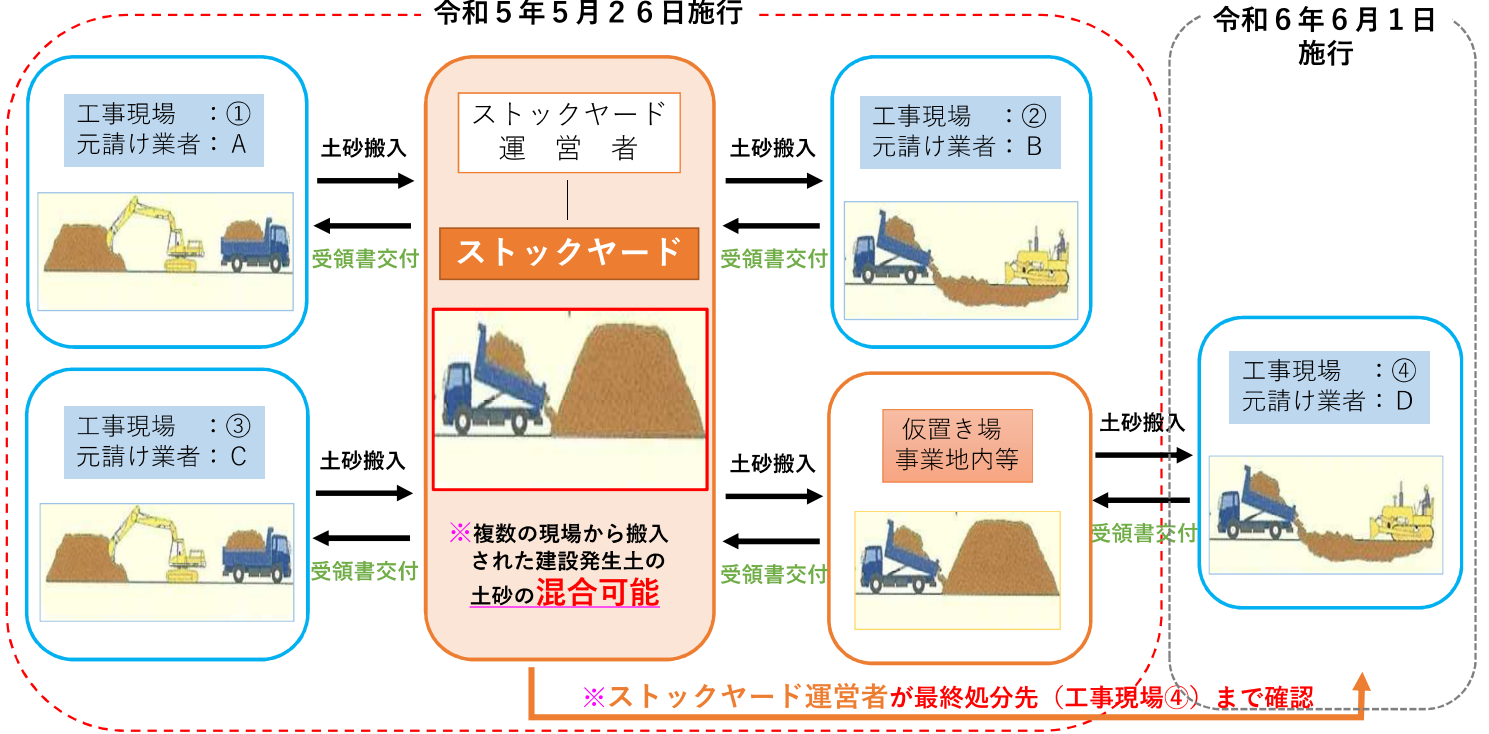
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_fr1\\_000001\\_00041.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html)



# ストックヤードの登録制度について【登録ストックヤード】

令和5年5月26日施行

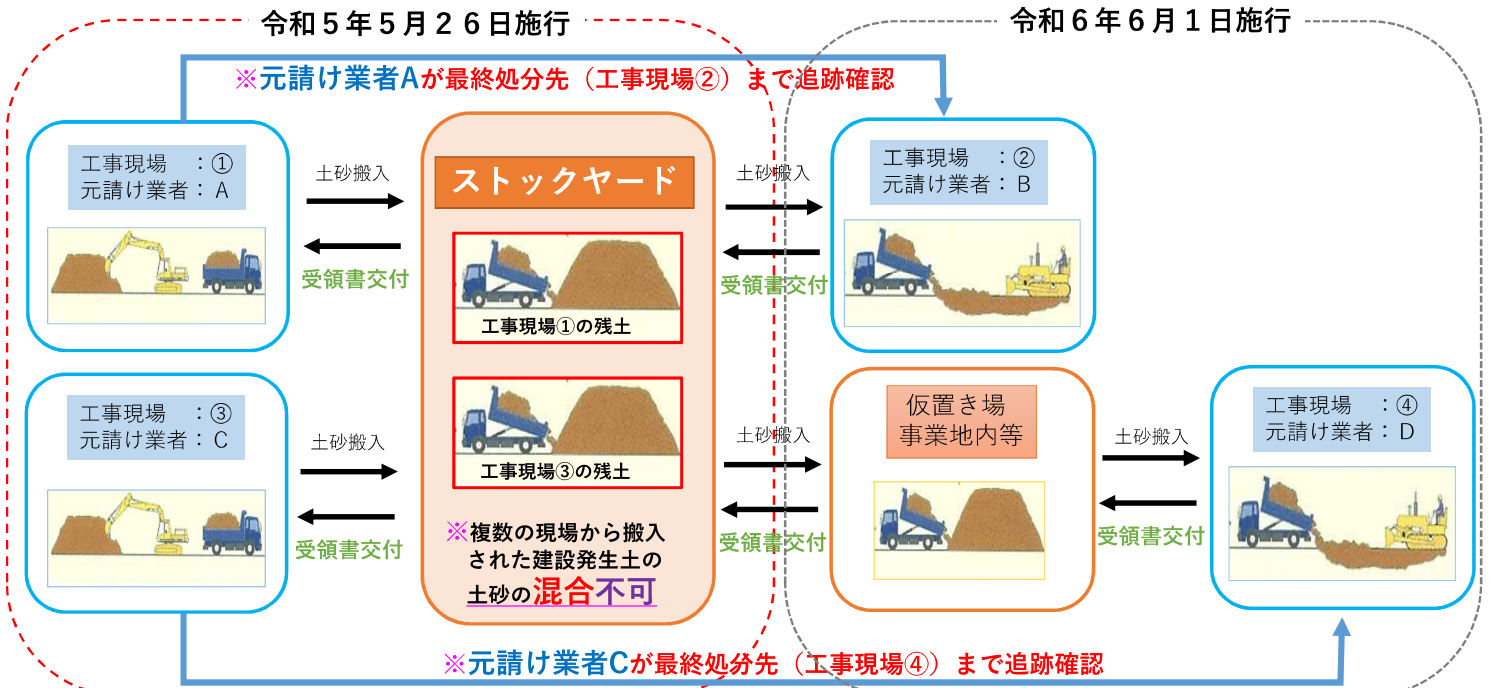
令和6年6月1日施行



# ストックヤードの登録制度について【非登録ストックヤード】

令和5年5月26日施行

令和6年6月1日施行



※公設運営ストックヤード（国又は地方公共団体の管理地）の場合は、非登録ストックヤードであっても受領書交付により、元請け業者による追跡確認が免除。（※が登録ストックヤードと同じ扱いになる！）